

帯広市子育て応援事業所促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業所における育児休業制度の普及及び子育てしやすい職場環境整備を促進するため、育児休業を取得した労働者を継続して雇用している事業所に交付する子育て応援事業所促進奨励金(以下「奨励金」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 育児休業 次に掲げるものをいう。

ア 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」という。)第2条第1号に定める休業

イ 労働者が、事業所の就業規則等(法で定めている内容よりも、労働者の範囲の拡大及び休業期間の延長等、労働者にとって有利な条件を設定しているものに限る。)の定めるところにより、その子を養育するためにする休業

(2) 育児休業取得者 育児休業を取得した労働者をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の対象となる育児休業取得者(以下「対象者」という。)は、子の出生後、勤務を要しない日を除いて連続10日以上の子育て休業を取得(母親にあつては労働基準法に定める産後休暇期間を除く。)し、育児休業期間の終了後、原職又は原職相当職に復帰し、以降1か月以上継続して雇用されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 雇用保険の被保険者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(2) 育児休業取得前及び取得後において、市内に所在する事業所に勤務する者又は市内の事業所に雇用されている帯広市民。

(3) 帯広市暴力団排除条例第2条2号に規定する暴力団員ではないこと。

(対象事業所)

第4条 奨励金の対象となる事業所(以下「対象事業所」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 交付申請日において対象者を雇用していること。

(2) 帯広市子育て応援事業所登録事業所であること。

(3) 市内の事業所であつて、雇用保険適用事業所であること。

(4) 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。

(5) 市税の滞納がないこと(市長が特に認める場合を除く。)

(6) 当該事業所の運営又は事業の実施に係る経費の多くが市からの補助金、委託料等により行われている事業所でないこと。

(奨励金の交付及び額)

第5条 奨励金は、対象事業所に対して交付する。(同一法人に複数の対象事業所がある場合には当該法人とする。以下、「交付対象事業所」という。)

- 2 奨励金の額は、要件を満たした育児休業取得者一人につき、150,000円の定額とする。ただし、一年度内において、一交付対象事業所当たり対象者5人分まで(うち女性は3人まで)とし、かつ、予算の範囲内とする。
- 3 同一の交付対象事業所において同一の子に対し複数回、育児休業が取得された場合は、いずれか1回のみの交付とする。

(計画書の提出)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業所は、雇用されている労働者が育児休業を取得して連続10日(勤務を要しない日を除く)を経過した日の翌日から3か月以内、又は育児休業取得後、職場復帰して1か月を経過する前までのいずれか早い日までに、当該労働者から個人情報の利用及び提供について同意を得た上で、育児休業取得計画書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 育児休業を取得したことを確認できる書類
 - (2) 母子健康手帳の子の出生を証明できる該当部分の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の育児休業取得計画書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付対象として認めたときは、育児休業取得計画書認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第2項の認定通知を受けた後、奨励金の交付を受けようとする事業所は、育児休業取得者から個人情報の利用及び提供について同意を得た上で、子育て応援事業所促進奨励金交付申請書(様式第3号)に次の書類を添えて、受給できる要件を満たした日の翌日から3か月以内に申請しなければならない。

- (1) 育児休業取得結果報告書(様式第4号)
 - (2) 育児休業取得後職場復帰し、1か月以上継続して雇用されていることが確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、帯広市子育て応援事業所促進奨励金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付を申請した事業所が帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団関係事業者」という。)に該当するときは、奨励金を交付しない旨の決定をするものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 暴力団関係事業者に該当することが判明したとき。
- (3) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の帯広市子育て応援事業所促進奨励金交付要綱第6条の規定により育児休業取得計画書認定通知を通知しているものについては、改正後の帯広市子育て応援事業所促進奨励金交付要綱第3条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。